

平成30年8月6日

安平町教育委員会  
種田 直章 教育長 様

町会議員 吉岡政昭

6月議会における私の質疑の中で行われた答弁に関し協定書の解釈に関わる部分、その他について以下、質問致しますので早めの回答を宜しくお願い致します。

- (質問1) ①現在、町外から約30名(苫小牧)、その他、厚真から受け入れているとの答弁を頂いておりますが、平成27年の開園時～平成29年度・30年度の基準日における町外の入園児童の人数と地域名を示して下さい。
- ②町外地域からの通学手段はどうなっているのか、各年度ごとの数字を示して下さい。
- ③議会答弁で「基本協定は今回初めての変更の締結となっている」とありましたので、確認しますが、基本協定の変更部分はどこですか？(後日、別表1の面積だけでも伺っておりますが)

(議会での吉岡の質問)

協定書の中に重大な問題がある。「通学バスは、甲(安平町)の管理の下に子ども達を乗せて運行する」となっている。つまり、バスの事故の時の賠償責任を安平町が負うのかという問題です。その意味を含めて質問している。

(役場答弁) (1) 今年度より通園バスの運行については、こども園に運行の業務を委託しております。

(質問2) ①答弁にある「今年度より・・・こども園に運行の業務を委託した」というのは、協定書の第6条2の(1)の「通園は甲(安平町)の所有するバスで・・・の園児を甲(安平町)の管理のもとに運行させる」というこの条文が変わったということですか？

- ②もし、協定書に変化がないとした場合、「こども園に運行の業務を委託した」とは、どういう意味かです？  
『今年度より』とありますが、何がどう変わったと言うことですか？

(議会での吉岡の質問)

専用部分については、これは協議ではなくて、全てリズム園が負担するという事ではないでしょうか？ 少なくとも、協定書の文では、そのように理解できるのですが。

(役場答弁) (1) こども園の専用部分にかかる費用負担の関係ですが、あくまで公私連携のこども園と言うことで、園の方でこうしたいという部分もありますし、町の方からこうしてくれと言う部分もありますので、その時随時協議して負担について決める考えである。

(2) 維持管理の経費の負担の件ですが、・・軽微な変更などの維持管理費については、こども園の方で負担。大規模な改修については、町とこども園の方で協議して決めることになっている。

(質問3) まず、条文を確認しましょう。

基本協定書の第6条第3項は、以下のようになっています。

「貸し付けた土地及び建物の維持管理に関する経費は乙の負担とする。  
ただし、共有部分にかかる経費及び大規模な改築や改修等の経費負担は、甲乙協議」とあります。

ここでいう「甲」とは安平町であり、「乙」とはリズム学園です。

① 「ただし、共有部分にかかる・・・」とあるのは、この条文の前の文章は、『専用部分』のことであるということになりませんか？  
つまり、『協議』が義務づけられているのは、『共有部分』だけであり、『専用部分』は、「協議の対象」ではありません。

② 『協議』の対象となる『大規模な改築や改修』は、あくまで共有部分に関してではありませんか？

③ 同義反復となりますが、だめ押しで申し上げます。

「大規模な改築や改修等の経費負担の甲乙協議」は、あくまで『共有部分』に関しての定めであり「専用部分」に関しての定めではありません。従って、貸し付けた建物の「専用部分」の改築改修と維持管理については、規模の大小を問わず、リズム学園の負担になるのではありませんか？

※なお、答弁にあった「あくまで公私連携のこども園と言うことで、園の方でこうしたいという部分もありますし、町の方からこうしてくれと言う部分もありますので」という答弁の部分は、条例解釈とは、全く関係ないと考えられませんか？

国の法律「就学前の子どもに関する・・・推進に関する法律」には、そうしたことを連想させるような文言は条文には一切ありません。